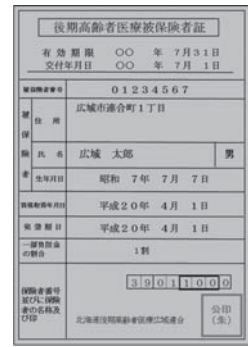


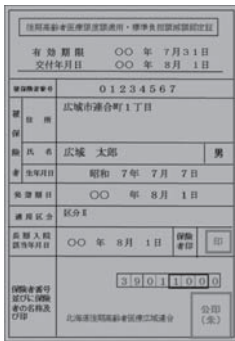
■ 保険証が新しくなります（桃色→橙色）

現在ご使用の桃色の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、橙色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、令和2年7月31日です。
- 紛失したときなどは再交付しますので、町民課住民グループまでお申し出ください。



新しい保険証は橙色です



新しい減額認定証は黄緑色です

■ 減額認定証も新しくなります（水色→黄緑色）

現在ご使用の水色の減額認定証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

有効期間は保険証と同じく1年間です。引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証を交付しますので、8月1日からは黄緑色の減額認定証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、町民課住民グループへ申請してください。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

| | |
|-----|--|
| 区分Ⅱ | ○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方 |
| 区分Ⅰ | 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ○世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方） ○老齢福祉年金を受給されている方 |

■ 限度証（限度額適用認定証）も新しくなります（水色→黄緑色）

現在ご使用の水色の限度証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。引き続き交付対象に該当する方は7月中に限度証を交付しますので、8月1日からは黄緑色の限度証をご使用ください。新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、町民課住民グループへ申請してください。



新しい限度証は黄緑色です

限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

| | |
|-------|--|
| 現役並みⅢ | 住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方 |
| 現役並みⅡ | 現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方 |
| 現役並みⅠ | 現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方 |

■ お問い合わせ

・北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階
☎011-290-5601

・町民課住民グループ
☎01392-2-3131